

## 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名）                 | 作成年月日    | 直近の更新年月日  |
|------|-------------------------------|----------|-----------|
| 羽生市  | 須影（下川崎・上川崎・須影・砂山・加羽ヶ崎・秀安・下羽生） | 令和3年3月1日 | 令和5年2月21日 |

## 1 対象地区的現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積                            | 299.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 180.5ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計            | 100.0ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 50.0ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 11.2ha  |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 35.65   |

注：④の面積は、「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

## 2 対象地区的課題

|  |
|--|
| ・70歳以上の割合が約52%を占めている。<br>・アンケート回答者の約59%が非農家であり、後継者不足や地域の担い手減少、耕作放棄地の増加に対して不安を抱いており、地域の農業や農地保全、担い手確保について地域において改めて考える必要がある。<br>・今後中心経営体が引き受ける面積よりも、後継者未定の面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。<br>・住宅と住宅に囲まれた農地が今後、耕作放棄地になる可能性がある。 |
|--|

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|  |
|--|
| ・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積・集約を促すとともに、兼業農家との調整により農地の有効活用を促進する。   |
| ・未整備農地については、ある程度の面積をまとめ、中心経営体に集約を図るとともに、入作を希望する認農農業者や認農新規就農者の受け入れを促進し、高収益作物への転換を検討する。                          |
| ・対象地区内農業を将来にわたり支えていくため、離農する前に、後継者、認農農業者、認農新規就農者に地区の話し合いの場等で声掛けを行うとともに、話し合いの場に受け手がない場合は、入作を希望する中心経営体の受け入れを促進する。 |

## (参考) 中心経営体

| 属性  | 農業者<br>(氏名・名称) | 現状      |          | 今後の農地の引受けの意向 |          |                |
|-----|----------------|---------|----------|--------------|----------|----------------|
|     |                | 経営作目    | 経営面積     | 経営作目         | 経営面積     | 農業を営む範囲        |
| 認農法 | (有)とんとん        | 養豚      | — ha     | 養豚           | — ha     | 加羽ヶ崎           |
| 認農  | 諸井 道雄          | 水稻      | 4 ha     | 水稻           | 4 ha     | 加羽ヶ崎           |
| 認農  | 六川 善一郎         | 水稻      | 1 ha     | 水稻           | 1 ha     | 下川崎            |
| 認農  | 大貫 伸弘          | 野菜      | 0.5 ha   | 野菜           | 1 ha     | 須影             |
| 認農  | 小磯 伸一          | 水稻      | 4 ha     | 水稻           | 4.5 ha   | 須影             |
| 認農法 | (株)鈴木農産        | 水稻<br>麦 | 5.4 ha   | 水稻<br>麦      | 20 ha    | 下川崎・上川崎・須影     |
| 認就  | 松尾 豊昌          | 水稻      | ha       | 水稻           | 10 ha    | 須影             |
| 認農法 | (株)小林農産<br>羽生  | 水稻      | ha       | 水稻           | 10 ha    | 下羽生            |
| 認農  | 竹内 博之          | 施設野菜    | 0.1 ha   | 施設野菜         | 0.15 ha  | 須影             |
| 認農法 | ほくさい農産(株)      | 麦       | 1.8 ha   | 麦            | 1.8 ha   | 加羽ヶ崎・<br>須影・秀安 |
| 計   | 10 人           |         | 16.80 ha |              | 52.45 ha |                |

注: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、今後個人の認定農業者になる予定者は「認農(予定)」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

## 4.3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

- ・水稻と施設園芸（きゅうり・選果場）の複合的な経営が行われているため、地区の特化した実情の把握に努め、新規就農者や新たな中心経営体を育成し、確保に向けた取り組みを行う。
- ・地区内にショッピングセンターが立地しており、観光交流人口の増加が見込まれることから、体験型農業の推進と高付加価値のある農産物の作付等を検討する。
- ・当該地区の中心経営体を中心として営農を継続していくために、地区内で話し合いを充実させる。また、担い手不足の解消のため、新規就農者等の担い手育成・確保に努める。
- ・地区内の畜産農家と稻作農家の連携を図り、堆肥の散布体制の整備により、堆肥の有効活用に向けた取組を行う。また、付加価値のついた農産物の販売をスーパーマーケットとタイアップする。